大磯町景観計画に関する音

画の策定作業を進めています。 形成を推進するために、景観法に基づく景観計 町では、大磯らしい風格のある良好な景観の

見を募集いたします。 めましたので、この素案について、皆様のご意 計画を策定するにあたり、計画の素案をまと

計画です。 好な景観の形成を目的とした 定された景観法に基づく、良 景観計画は、平成16年に制

観を守り育み、 行為を景観計画に定めた基準 なります。また、届出をした に基づく町への届出が必要と う一定の行為に関し、景観法 です。それ以降は、町内で行 平成21年4月に開始する予定 実現することを目的とします。 働による良好な景観の形成を 針及び基準等を定めます。ま な景観の形成のための基本方 土地利用に即して地域の良好 観計画では大磯の都市構造と ると考えています。大磯町景 かな環境を引き継ぐ必要があ や歴史が豊かな大磯らしい景 た、町民・事業者・町等の協 町では、 なお、景観計画の運用は、 次の世代に豊 山などの自然

計画素案の公表

ます。 ら9月12日(金) のとおり公表し までの期間で次 8月18日(月)か 計画素案は、

計画素案の閲覧

掲載しています。 くり課は開庁時間内のみ)。 所)で閲覧できます(まちづ また、町ホームページにも ナー(役場本庁舎、国府支 まちづくり課、町民情報コ

▼計画素案の概要版の配布

てあります。 府支所、まちづくり課に置い 役場本庁舎1階ロビー、 玉

恵見・提案募集

ルにより受け付けます。なお、 参・郵送・FAX・電子メー 提案を募集します。提出は持 計 画素案に関する意見・ 法人は問わず、どなた

等に適合させる必要がありま

でも提出できます。

・意見書の提出先 まちづくり課(役場本庁舎

○郵送 〒25-8555 磯町東小磯18番地 大

○電子メール $\bigcirc \text{FAX} \\
61 \\
1 \\
9 \\
1$ ジの「まちづくりの箱 政への意見・提案」から送 町ホームペー 町

日 月

8月30日(土)

8月31日(日)

1

1

·提出期間

金)午後5時15分まで 8月18日(月)から9月12日

意見書の様式

ん。住所(事務所所在地)、 意見書の様式は問いませ 氏

> を明記してください。 素案に関する意見であること 名(法人名)、大磯町景観計画

> > 険

証

※お寄せいただいた意見・提 案は、これに対する町の考 意見・提案に対する個別の えで公表します。ただし、 え方とともに、整理したう あらかじめご了承ください。 回答はいたしませんので、

説明会

ご参加ください。 る説明会を開催します。ぜひ、 次の日程で計画素案に関す

時 間	会 場
0:00~12:00	保健センター
4:00~16:00	2階研修室
0:00~12:00	国府支所2階
4:00~16:00	第1·第2会議室

四内線 2 4 3 問い合わせ まちづくり課

☎内線274 町民課 \bigcirc

応じて判定しています。 負担割合については前年の所得に 国 毎年8月に更新しています。 国民健康保険高齢受給者証 民健 齢受給者 康保

ので、 新しい受給者証を送付しています 該当される全ての方に、7月中に 「国民健康保険高齢受給者証」は 記載内容を確認してくださ

降にご自身で破棄していただく 前の古い受給者証を、8月1日以 者証」が送られてきた方は、変更 か、役場、または国府支所へ返却 してください。 新しい「国民健康保険高齢受給

後期高齢 療制度保険者

証

療

認してください。 付していますので、記載内容を確 み、7月中に新しい保険者証を送 いて負担割合を再判定します。 負担割合が変更になった方にの 後期高齢者医療制度保険者証 毎年8月に前年の所得に基

き続きご使用ください。 せん。現在お持ちの保険者証を引 なお、負担割合に変更がない方 新しい保険者証は郵送されま

月1日以降、今までお使いいただ で返却してください。 いた保険者証を同封の返信用封筒 負担割合が変更になった方は8